| | Ι | <u> </u> | | <u> </u> | | 地方自治 | (企画部) |
|---|---------|--------------------------------------------|-----------|--------------------------------------|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 契約担当課 | 件名 | 契約年月日 | 契約の相手方の 所在地及び名称 | 契約金額 (単位:円) | 地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号 | 随意契約の理由 |
| 1 | スポーツ振興課 | 「大分トリニータホームゲーム大分市親子観戦DAY」実施業務委託 | 令和7年8月1日 | 大分市大字横尾1629番地 株式会社大分フット ボールクラブ | 3,019,000 | 2号 | 「大分トリニータホームゲーム大分市親子観戦DAY」 実施業務は、大分市ホームタウン推進事業の一環として、本市をホームタウンとするJリーグチーム「大分トリニータ」のホームゲームに市民(親子)を招待し、応援という時間を共有することで、親子の思い出作りや青少年の健全育成、更にはスポーツが生活に溶け込んだ活気のあるまちづくりを推進するものである。本事業を実施できる者は、大分トリニータの運営会社としてホームゲームを主管しており、チケットの発券や試合の運営といった興行権を所有する「株式会社大分フットボールクラブ」に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約いたしたい。 |
| 2 | | おおいた公共施設案内・予約システムマスタ変更業務委託(料金関連、子ども料金関連) | 令和7年7月7日 | 大分市東春日町17- 57 株式会社オーイーシー | 10,010,000 | 2号 | 「おおいた公共施設案内・予約システム」は、大分都市広域圏の7市1町の「公共施設の相互利用」に関する取組として、システムを共同利用するものであり、平成31年4月1日より運用が開始され、さらに令和7年2月13日には新システムに更新のうえ稼働している。本業務は、令和7年10月1日および令和8年4月1より大分市内の公共施設において、料金改定および子ども料金の導入が行われることから、「おおいた公共施設案内・予約システム」のマスタ変更を行う業務を委託するものである。以上のことから、本委託は既存のシステム提供事業者によってしか履行することが出来ず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、「おおいた公共施設案内・予約システム」提供事業者である株式会社オーイーシーと随意契約いたしたい。 |
| 3 | | おおいた公共施設案内・予約システムカスタマイズ業務委託(スマートロック連携機能追加) | 令和7年8月20日 | 大分市東春日町17-57株式会社オーイーシー | 7,194,000 | 2号 | 「おおいた公共施設案内・予約システム」は、大分都市広域圏の7市1町の「公共施設の相互利用」に関する取組として、システムを共同利用するものであり、平成31年4月1日より運用が開始され、さらに令和7年2月13日には新システムに更新のうえ稼働している。本業務は、令和8年4月より供用開始予定の3X3バスケットボールコートとスケートボードパークを予約システムより予約可能とするための必要なマスタ設定と、スケートボードパークにスマートロックを導入するための必要なカスタマイズを行う業務を委託するものである。以上のことから、本委託は既存のシステム提供事業者によってしか履行することが出来ず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、「おおいた公共施設案内・予約システム」提供事業者である株式会社オーイーシー代表取締役社長加藤健と随意契約いたしたい。 |
| 4 | 情報政策課 | 財務会計システム改 修業務委託(OS更 新・Edge対応等) | 令和7年7月7日 | 福岡市中央区天神1-11-1 (株日立ソリューションズ西日本第2営業本部 | 37,054,600 | 2号 | 当該業務の実施にあたっては、対象となるシステムにかかるサーバの仕様、構築内容及び各ソフトウェアの仕様並びに機器等の仕様及び設定を把握していなければ行うことができず、その対応が可能なのは開発に携わった業者に限定される。また、当該システムについては、(株)日立ソリューションズ西日本が日立製のソフトウェアやアプリケーションパッケージを利用して開発・構築を行ったもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されており、他者は当該ソフトウェア等に係る知識や情報、ノウハウを有していない。 |
| 5 | 情報政策課 | 自治体中間サーバー 第3次システム移行 対応作業業務委託 | 令和7年7月11日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 8,712,000 | 2号 | 本委託業務の対象となるVPN装置、番号制度FW及び団体内統合宛名システムは、番号制度における情報連携や自治体中間サーバーとの副本データの連携等に用いられている機器であり、その性質上、一つの作業こで広範囲に重大な障害を発生させる可能性があるため、本作業を行うにあたっては、番号制度の業務に影響を及ぼすことのないよう、遺漏なく確実に作業を行うことが求められる。また、基幹系ネットワークのLAN配線作業においては、基幹系ネットワークタ級、ネットワーク接続機器について、それぞれのメーカーの特殊性があるため、その設定・配線・接続・現調作業については特殊な技術を要する。このような作業を行ううえでは、ネットワーク上で稼働している各種システムに影響を及ぼすことのないよう、遺漏なく確実に作業することが求められる。そのためには、既存の基幹系ネットワークの仕様及びネットワーク構成に関して、細部にわたり熟知していなければならない。そのため、本委託の履行が可能な者は、既存のネットワーク構成に関して細部にわたり熟知している日本電気(株)大分支店に限られる。 |

| | · | T | | | Ī | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (企画部) |
|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------|----------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 契約担当課 | 件名 | 契約年月日 | 契約の相手方の 所在地及び名称 | 契約金額 (単位:円) | 地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号 | 随意契約の理由 |
| 6 | 情報政策課 | 健康管理システム改修業務委託 令和7年6月データ標準レイアウト改版に伴う中間SVCとの連携改修業務委託_予防接種・子宮頸がん(標準準拠システム) | 令和7年7月1日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 5,445,000 | 2号 | 本作業については、現在運用している健康管理システムの仕様を熟知している必要があり、このシステムの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である日本電気(株)に限られる。 |
| 7 | 情報政策課 | 健康管理システム改修業務委託 令和7年6月データ標準レイアウト改版に 伴う中間SVCとの 連携改修業務委託」 母子健診(標準準拠システム) | 令和7年7月1日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 3,811,500 | 2号 | 本作業については、現在運用している健康管理システムの仕様を熟知している必要があり、このシステムの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である日本電気(株)に限られる。 |
| 8 | 情報政策課 | 健康管理システム小 児肺炎球菌対応業務 委託(標準準拠シス テム分) | 令和7年7月1日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 1,860,375 | 2号 | 本作業については、現在運用している健康管理システムの仕様を熟知している必要があり、このシステムの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である日本電気(株)に限られる。 |
| 9 | 情報政策課 | 健康管理システム乳 幼児健診追加変更対 応業務委託(標準準 拠システム) | 令和7年7月1日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 3,040,125 | 2号 | 本作業については、現在運用している健康管理システムの仕様を熟知している必要があり、このシステムの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である日本電気(株)に限られる。 |
| 10 | 情報政策課 | 住基ネットCS情報提 供AP(V24.1)適用 作業業務委託 | 令和7年7月18日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 1,179,750 | 2号 | 本業務委託における住基NWCS等への適用作業は既存の環境(OSやソフトウェア)への適用を行うものであるが、これらの内容は、現行システムの導入・保守を行っている事業者以外、情報を有していない。また、本市で導入している機器、OSやソフトウェアに関する固有の情報についても、導入事業者が仕様の細部まで熟知しており、適用やシステム設定変更等の作業における対応方法や手順等について、可否の判断や実施を的確に行うことができることから、本業務の履行が可能な者は、当該システムを導入し、保守を行っている日本電気(株)に限られる。 |
| 11 | 情報政策課 | 統合税務システム改 修業務委託(軽二輪 電子化対応) | 令和7年7月24日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 9,132,750 | 2号 | 本委託業務では、統合税務システムのプログラムを 改修する必要があるが、当該システムについてはシス テム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以 外には公開されていないプログラムで構成されてお り、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウ を有していない。 そのため、本委託業務の履行が可能な者は、当該シ ステムを設計・開発し、プログラム作成を行った日本 電気株式会社 大分支店に限られる。 |
| 12 | 情報政策課 | 全庁リモートワーク用 端末設定業務委託 | 令和7年8月8日 | 大分市都町1-2-19 NECフィールディング (株)大分支店 | 1,546,820 | 2号 | リモートワーク環境は庁外から庁内ネットワークに接続するという仕組み上、不正アクセスなどの脅威から庁内ネットワークを守るための厳格なセキュリティ設定が必須であり、適切な設定がなされていない場合、セキュリティインシデントを引き起こすリスクがある。そのため、全庁ネットワークの可用性・完全性・機密性を担保したうえで契約の履行が可能な事業者は、全庁リモートワーク環境の構築に携わり当該環境を熟知している NECフィールディング株式会社 に限られる。 |

| | | 1 | | T | | ₩ 十 台公 | (企画部) |
|----|-------|------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------|----------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 契約担当課 | 件名 | 契約年月日 | 契約の相手方の 所在地及び名称 | 契約金額 (単位:円) | 地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号 | 随意契約の理由 |
| 13 | 情報政策課 | 住基ネットCS OS修正パッチ適用 作業業務委託 | 令和7年8月12日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 635,250 | | 本業務委託における住基NWCS等への適用作業は 既存の環境(OSやソフトウェア)への適用を行うもの であるが、これらの内容は、現行システムの導入・保 守を行っている事業者以外、情報を有していない。 また、本市で導入している機器、OSやソフトウェアに 関する固有の情報についても、導入事業者が仕様の 細部まで熟知しており、適用やシステム設定変更等の 作業における対応方法や手順等について、可否の判 断や実施を的確に行うことができることから、本業務 の履行が可能な者は、当該システムを導入し、保守を 行っている日本電気(株)に限られる。 |
| 14 | 情報政策課 | 生活保護システム改修業務委託 (令和7年10月基準改定への対応) | 令和7年8月29日 | 秋田市南通築地15-32 北日本コンピューター サービス(株) | 1,161,600 | 2号 | 当該業務は現在運用している生活保護システムについて、必要なプログラムの開発及び設定作業が発生するため、現行システムと総合的に管理運用を行う必要があることから、本業務の履行が可能な者は、当該システムを導入し、保守を行っている北日本コンピューターサービス(株)に限られる。 |
| 15 | 情報政策課 | 中国残留邦人等支援 給付システム改修業 務委託(令和7年10月 基準改定への対応) | 令和7年8月29日 | 秋田市南通築地15-32 北日本コンピューター サービス(株) | 836,000 | 2号 | 当該業務は現在運用している中国残留邦人等支援総付システムについて、必要なプログラムの開発及び設定作業が発生するため、現行システムと総合的に管理運用を行う必要があることから、本業務の履行が可能な者は、当該システムを導入し、保守を行っている北日本コンピューターサービス(株)に限られる。 |
| 16 | 情報政策課 | 文書管理及び統合認 証基盤システム改修 業務委託(Edge (Chromium)対応) | 令和7年9月15日 | 福岡市中央区天神1-11-1 (株)日立ソリューションズ西日本第2営業本部 | 3,069,000 | 2号 | 当該システムについては、(株)日立ソリューションズ 西日本が日立製のソフトウェアやアプリケーションパッケージを利用して開発・構築を行ったもので、開発業 者以外には公開されていないプログラムによって構成されており、他者は当該ソフトウェア等に係る知識や情報、ノウハウを有していない。 |
| 17 | 情報政策課 | 令和7年度大分市人 事給与システム改修 対応業務委託 | 令和7年8月1日 | 大分市東春日町17- 57 (株)オーイーシー | 16,569,300 | 2号 | 本契約については、大分市で令和7年度に予定している新庶務事務システム稼働、Windows110S搭載の端末へ全庁端末の入れ替えに人事給与システムが終続利用できるように対応するものであるが、当システムは開発業者である株式会社オーイーシーが独自に開発したもので、その構成については開発業者以外には公開されておらず、他の業者は当改修に対応することはできない。 |
| 18 | 情報政策課 | 財務会計システム改修業務委託(源泉徴収オプション追加対応) | 令和7年9月10日 | 福岡市中央区天神1-11-1 (株日立ソリューションズ西日本第2営業本部 | 4,680,500 | 2号 | 当該業務の実施にあたっては、対象となるシステムにかかるサーバの仕様、構築内容及び各ソフトウェアの仕様並びに機器等の仕様及び設定を把握していなければ行うことができず、その対応が可能なのは開発に携わった業者に限定される。また、当該システムについては、(株)日立ソリューションズ西日本が日立製のソフトウェアやアプリケーションパッケージを利用して開発・構築を行ったもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されており、他者は当該ソフトウェア等に係る知識や情報、ノウハウを有していない。 |
| 19 | 情報政策課 | 全庁NW ローカルブレイクアウト実装に伴うEDR環境構築業務委託 | 令和7年9月8日 | 大分市東春日町17- 57 (株)オーイーシー | 39,949,250 | | EDRの導入・構築にあたっては、既存ウイルス対策システムの構成変更が必要になるが、ウイルス対策システムは全庁NWの情報セキュリティの根幹を成す重要なシステムの一つであり、設定を誤ると外部からのウイルス侵入や不正アクセス、情報漏えい等、重大なセキュリティインシデントを引き起こしてしまう恐れがある。また、EDRには多様なセキュリティ機能がある一方、ネットワーク構成との整合性を考慮した適切な設定を行わなければ、これらの機能を十分に活用することができない。そのため、EDRの導入・構築及びそれに伴うウイルス対策システムの構成変更を実施するにあたっては、既存のウイルス対策サーバの構築及び運用保守を担っている日本電気株式会社に限られる。 |
| 20 | 情報政策課 | 統合認証基盤及び文 書管理システム改修 業務委託(企業会計 システム連携対応) | 令和7年9月25日 | 福岡市中央区天神1-11-1 株日立ソリューションズ西日本第2営業本部 | 4,884,000 | 2号 | 当該システムについては、(株)日立ソリューションズ 西日本が日立製のソフトウェアやアプリケーションパッケージを利用して開発・構築を行ったもので、開発業 者以外には公開されていないプログラムによって構成されており、他者は当該ソフトウェア等に係る知識や 情報、ノウハウを有していない。 |

| | , | - | | <u> </u> | | 1 101 1 1 1 1/2 | (企画部) |
|----|-------|----------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------|----------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 契約担当課 | 件名 | 契約年月日 | 契約の相手方の 所在地及び名称 | 契約金額 (単位:円) | 地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号 | 随意契約の理由 |
| 21 | 情報政策課 | 統合税務システム改 修業務委託(令和8年 度税制改正対応) | 令和7年9月22日 | 大分市東春日町17- 19 日本電気㈱大分支店 | 21,961,500 | 2号 | 本委託業務では、統合税務システムのプログラムを 改修する必要があるが、当該システムについてはシス テム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以 外には公開されていないプログラムで構成されてお り、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウ を有していない。 そのため、本委託業務の履行が可能な者は、当該シ ステムを設計・開発し、プログラム作成を行った日本 電気株式会社 大分支店に限られる。 |
| 22 | 情報政策課 | システム標準化対応 作業業務委託 (臨時的情報処理実 行環境) | 令和7年7月1日 | 大分市東春日町17- 57 (株)オーイーシー | 4,873,000 | 2号 | 臨時的情報処理実行環境は本市の複数の基幹系システムにまたがるデータ出力を行う重要なシステムであり、障害発生時には迅速な保守対応を行う必要があるため、本業務の実施に当たっては本システムの構築内容及び設定等の環境を把握している必要がある。また、本システムは、システム開発業者の㈱オーイーシーが独自に作成したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されており、他者は本システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である(株)オーイーシーに限られる。 |
| 23 | 情報政策課 | システム標準化対応 作業業務委託 (避難行動要支援者 システム連携改修) | 令和7年7月1日 | 宮崎県日向市永江町1 丁目105番地 ㈱パシフィックシステム | 2,464,000 | 2号 | 本作業については、現在運用している避難行動要支援者システムの仕様を熟知している必要があり、このシステムの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である(株)パシフィックシステムに限られる。 |
| 24 | 情報政策課 | システム標準化対応 作業業務委託 (固定資産GIS連携改 修) | 令和7年7月1日 | 大分市都町1丁目1一 1 太陽生命ビル7F 国際航業㈱大分営業所 | 3,877,461 | 2号 | 本作業については、現在運用している固定資産GISの 仕様を熟知している必要があり、このシステムの設 計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に 開発したもので、開発業者以外には公開されていない プログラムで構成されており、他者は当該システムに 係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがっ て、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・ 開発し、プログラム作成等を行った業者である国際航 業株式会社に限られる。 |
| 25 | 情報政策課 | システム標準化対応 作業業務委託 (家屋評価システム 連携改修) | 令和7年7月1日 | 大分市東春日町1-1 NS大分ビル ㈱地域科学研究所 | 2,325,400 | 2号 | 本作業については、現在運用している家屋評価システムの仕様を熟知している必要があり、このシステムの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である株式会社地域科学研究所に限られる。 |
| 26 | 情報政策課 | システム標準化対応 作業業務委託 (あなたが支える市民 活動応援事業システ ム連携改修) | 令和7年7月8日 | 大分市東春日町17- 57 (株)オーイーシー | 1,331,000 | 2号 | 作業については、現在運用しているあなたが支える市 民活動応援事業システムの仕様を熟知している必要 があり、本システムの構築を行った事業者しか知り得 ないものである。 そのため、本委託業務の履行が可能な者は、本シス テムの構築を行った株式会社オーイーシーに限られ る。 |
| 27 | 情報政策課 | システム標準化対応 作業業務委託(農地 台帳システム連携改 修) | 令和7年8月1日 | 岡山市南区豊成二丁目 7番16号 (株)両備システムズ | 770,000 | 2号 | 農地台帳システムは(株)両備システムズとシステム開発委託契約を結び、同社のアプリケーションパッケージを利用し運用を行っている。電算システムにおけるソフトウェアの著作権はシステムを開発した法人が保有しており、著作者人格権のうち同一性保持権の関係から他の業者がシステムソフトウェア保守を行うことができない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である(株)両備システムズに限られる。 |

随意契約の契約状況表

(企画部)

| | | | | | | | (正画部) |
|----|-------|--------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 契約担当課 | 件名 | 契約年月日 | 契約の相手方の 所在地及び名称 | 契約金額 (単位:円) | 地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号 | 随意契約の理由 |
| 28 | 情報政策課 | システム標準化対応 作業業務委託(学校 給食費・徴収金管理 システム連携改修) | 今和7年0月16日 | 神奈川県横浜市神奈川 区金港町5-32 日本ソフトウエアマネジ メント(株) | 3,327,500 | 2号 | 本作業については、現在運用している学校給食費・徴収金管理システムの仕様を熟知している必要があり、このシステムの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該システムに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当該システムを設計・開発し、プログラム作成等を行った業者である日本ソフトウエアマネジメント(株)に限られる。 |